



教育長	次長	課長	係

24高教福第193号

平成24年5月22日

市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課長

諸手当における支給要件の変更及び喪失に関する事務の取扱いについて（通知）

県費負担教職員の諸手当の関係事務の取扱いにつきましては、日頃から適正な処理を心がけていただき、厚くお礼申し上げます。

しかしながら、毎年度、諸手当（特に扶養手当、通勤手当及び住居手当）の支給要件の変更又は喪失の手続きを怠ったことにより、当初の諸手当が長期間支給されている事例が見られます。

このような支給要件に該当しない状態で受給した諸手当は、民法に規定する「不当利得」に該当し、受給者は、これを県に返還すべき法的な義務を負うことになります。

言うまでもなく、教職員の給与は、県民の皆様の貴重な税金によって賄われているものであり、また、教職員の身分と職責を考慮すれば、これらを不当に受給することは許されるものではありません。

また、教職員が諸手当を不当に受給することは、県民の皆様に対し、公金の出納・管理に重大な疑念を抱かせ、ひいては、学校教育に対する不信を抱かせることになります。

このため、貴職におかれましては、こうした事態を招かないために、管内の小中学校長に対して、諸手当の支給状況に十分留意し、支給要件の変更又は喪失が生じた場合は速やかに適正な手続を行うよう、ご指導をお願いします。

諸手当の支給要件の変更及び喪失に関する事例

留 意 事 項

(1) 扶養手当

- 扶養親族（実父母、配偶者等）の公的年金と個人年金の受給合計額が、限度額（130 万円）を超過していた事実を把握していなかったため、支給要件の喪失の届出を怠っていた。
- 扶養親族（配偶者、実子等）が就職し、限度額を超過する収入を得ていた事実を把握していなかったため、支給要件の喪失の届出を怠っていた。
- 扶養親族（実子等）がアルバイト等により、限度額を超過する収入を得ていた事実を把握していなかったため、支給要件の喪失の届出を怠っていた。

年金額の改定。

増額に気付いていますか？

支給要件の限度額が年額 130 万円、月額 108,333 円とご存じですか？

共済の扶養、所得税上の扶養、混同してませんか？

(2) 通勤手当

- 人事異動や転居等により、自宅（持ち家）等から勤務校までの通勤距離が変更したにもかかわらず、支給要件の変更の届出を怠っていた。
- 高速道路において、新たに無料区間が設定され通行料金に変更が生じたにもかかわらず、支給要件の変更の届出を怠っていた。
- 通常使う道のほかに最短となるルートがあることを見過ごしていた。
- 校門の外側に駐車場があるのに、校門で測っていた。（距離の近い方で測定。）

住居届と通勤届はセットで考えよう。

ETC 利用は、気付き難いので気をつけよう。

通常使う道のほかに、最短経路はないですか？

(3) 住居手当

- 家賃変更があったが、届出を忘れていた。
- 人事異動や転居等により、住居が借家から自宅（持ち家）に変更になったにもかかわらず、支給要件の喪失の届出を怠っていた。

住居手当は一律ではありません。家賃額改定に気を付けましょう。

(4) その他

- 連絡指導手当の支給要件を満たしていないのに支給されていた。

支給開始時・年度初めには、支給要件の確認を。

手当の支給事務に関しては、届け出時は、申請者・事務担当者ともに慎重かつ正確に取扱いをして認定をしていただいていると思いますが、支給が恒常的になると支給要件の確認を行うことが、ともすれば忘れがちになります。

申請者は、ご自身が受給している手当に関し、常日頃より意識を持ち、給料の支給明細をご覧になり、金額をよく確認してください。